

秩父市立病院建設基本構想策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

医療機関の減少が将来的に懸念されている秩父地域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町）において、老朽化した秩父市立病院が地域の中核病院として医療体制を維持できるよう、新たな市立病院の建設（建替え）に向けた基本構想の策定を支援することを目的とする。

本事業の業務を委託する業者選定に当たっては、豊富な経験と高い専門知識をもとに、堅実な「基本構想」の策定手法の提案及び詳細な調査の実施が可能であり、なおかつ、策定に向けて熱意を持って真摯にサポートできる業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

2 業務概要

- ・業務名：秩父市立病院建設基本構想策定支援業務
- ・業務内容：別紙「秩父市立病院建設基本構想策定支援業務委託仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書を優先する。
- ・履行期間：契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
- ・実施場所：埼玉県秩父市内他
- ・上限額：7,000,000円（消費税込）※事業提案における見積上限額

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 参加資格

応募者は、本事業を履行することができる能力や実績を有し、下記の参加資格を全て満たしている者とする。

- (1) 令和5・6年度秩父市入札参加資格者名簿（物品・役務）（以下「入札参加資格者名簿」という。）に、業種「計画策定」、業種細目「計画策定」として登載されている者であること。

登録を行っていない場合は、令和6年7月10日（水）までに秩父市契約課へ業者登録を申請し、令和6年8月1日時点の入札参加資格者名簿に登載されること。

- (2) 平成26年4月1日以降に、地方公共団体が発注する100床以上の公立病院の建設（建替え）に関わる基本構想や基本計画の策定業務について、元請として完了した業務実績を有していること。

5 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 本事業実施要領の公表日から企画提案書提出までの期間に、秩父市建設工事等請負指名業者選定規程（平成17年訓令第69号）第7条の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に該当し、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。なお、秩父市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）に基づき、警察機関に照会を行う場合がある。
- (4) 秩父市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成26年告示第127号）第3条の規定に基づく入札参加除外の措置を受けている者。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。））をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の規定による更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 秩父市資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準（令和5年4月1日適用）に準じ、同基準の第3項に該当する者が同一入札に参加する場合。（秩父市入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されている者のうち、資本関係又は人的関係のある複数の者が、それぞれ応募者として本プロポーザルに参加する場合。）
- (8) 応募に係る提出書類等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- (9) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。
- (10) 秩父市に納税義務がある場合、市税を滞納している者。

6 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する書類の作成及び提出・提案に係る全ての費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

ア 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

イ 提出書類は、庁内及び提案審査で使用する場合に限り複写する。

ウ 提出書類は、秩父市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づく公開請求があった場合には対象文書として原則公開することとする。なお、法人等に関する情報又は事業を営む個人の情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与える恐れのあるものは、同条例第7条第1項第2号の規定により非公開となる場合がある。公開・非公開の判断は、同条例に基づき市が客観的に判断する。

エ 本市は、応募者に無断で本プロポーザル以外の目的で提出された書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者（提案者）は、一事業に対し一つの提案しか行うことができない。

(5) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(6) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(7) 提出書類の変更の禁止

提出期限後においては、提出した書類を変更することはできない。本市の指示により行う以外の提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じない。なお、提出書類については、後日参考資料等を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。

7 選定スケジュール

期日	実施項目	手段・場所
令和6年6月26日(水)	実施要領等の公開	ホームページ
令和6年7月2日(火)	質問書の提出期限	電子メール
令和6年7月5日(金)	質問への回答	ホームページ
令和6年7月10日(水)	参加表明書の提出期限 物品等入札参加資格審査 申請の提出期限	参加表明書：持参又は郵送 物品等入札参加資格審査申請： 秩父市契約課に提出
令和6年7月12日(金)	企画提案要請通知発送	郵送及び電子メール
令和6年7月26日(金)	企画提案書の提出期限	持参又は郵送
令和6年8月2日(金)	プレゼンテーション審査	秩父市歴史文化伝承館 5階第1会議室
令和6年8月8日(木)	プレゼンテーション審査 結果の通知	郵送及び電子メール
令和6年8月9日以降	業務委託契約締結	

8 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等に関して質問がある場合は以下の方法で質問書を提出すること。

- (1) 提出方法 「質問書(様式第1号)」により電子メールで提出すること。
 ※メール件名に「秩父市立病院建設基本構想策定支援業務プロポ質問、送信年月日(西暦8桁)、事業者名」を入力し提出すること。電子メールにて質問書を送付した後は、必ず電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。
- (2) 提出期限 令和6年7月2日(火)午前12時(正午)まで
- (3) 提出先 秩父市 保健医療部 市立病院建設準備室
 Email: byoin-kensetsu@city.chichibu.lg.jp
 電話: 0494-26-7354
- (4) 回答方法 質問への回答は、令和6年7月5日(金)までに秩父市のホームページに一括して掲載する。掲載期間は参加表明書の提出期限(令和6年7月10日(水))までとする。
 ただし、本業務への受託候補者の決定において、公平性を保てないと判断される質問には回答せず公表しない場合がある。

9 参加表明

企画提案書を提出する前に、次により参加表明書及びその添付書類を、持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は一般書留、簡易書留等記録の残る方法に限る。なお、郵送等に係る事故に関して本市は一切の責任を負わない。

(1) 提出書類

応募者は、下記ア～オの提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付けて、A4縦長ファイルに綴じたものを、正副1部ずつ提出するものとする。

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 会社概要書（様式第3号の1）、企業状況表（様式第3号の2）

ウ 直近2か年の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

エ 関連業務実績一覧表（様式第4号）

本要領「4 参加資格（2）」に該当する業務を受託・履行した実績について記載すること。

オ 納税証明書（未納税額のないことの証明書）

秩父市に納税義務がある場合は、市税を滞納していないことを証明する納税証明書（未納税額のないことの証明書）を提出すること。

(2) 受付期間 令和6年6月27日（木）から令和6年7月10日（水）まで

※持参の場合の受付は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は令和6年7月10日（水）午後5時到着分まで（市立病院建設準備室職員が書類を確認した時点を受付日時とする）

(3) 提出先 〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号（秩父市歴史文化伝承館1階）

秩父市 保健医療部 市立病院建設準備室

(4) 参加資格要件の確認及び提案要請書の通知

提出書類により企画提案の参加資格要件を確認し、要件を満たした応募者に対し、企画提案書の提出を文書で要請（令和6年7月12日（金）付けの郵便及び電子メールにより送付）する。

10 企画提案

提案要請書の通知を受領した者は、下記ア～オの書類を各々書類符号を記した表紙とインデックスを付けてA4縦長ファイルに綴じたものを、持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は一般書留、簡易書留等記録の残る方法に限る。なお、郵送等に係る事故に関して本市は一切の責任を負わない。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第6号）

イ 企画提案書（様式第7号を表紙として付し、書式は自由。表紙を除きA4サイズで

20頁以内) 7部

ウ 業務工程表(書式は自由、A3サイズで1頁・A4サイズに折り込んでファイルに綴じる) 7部

エ 実施体制表(書式は自由、A4サイズで1頁) 7部

オ 参考見積書及び積算内訳(書式は自由、代表者印を押印すること。税額も記載すること。) 7部(押印した原本は1部、その他の6部は写しを提出。)

(2) 提出期限 令和6年7月26日(金)まで

※持参の場合の受付は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は令和6年7月26日(金)午後5時到着分まで(市立病院建設準備室職員が書類を確認した時点を受付日時とする)

(3) 提出先 〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号(秩父市歴史文化伝承館1階)

秩父市 保健医療部 市立病院建設準備室

(4) 留意点

ア 提出された書類は返却しないものとする。

イ 提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。

ウ 企画提案書は、1提案者につき1案とする。

11 審査方法

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を次のとおり実施し、優先交渉権者を選定する。なお、時間・会場等のプレゼンテーション審査の実施詳細については企画提案要請と併せて通知する。

(1) 審査方法

ア 審査日 令和6年8月2日(金)

イ 会場 秩父市歴史文化伝承館5階 第1会議室

ウ 審査順 企画提案書を提出した順(受付順)に審査する。

エ 審査員 市職員

オ 審査基準

別表【審査基準表】の審査項目に関する各審査員の評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。「合計点」が最も高い提案者を優先交渉権者とし、本事業委託契約に向けて交渉を行い合意を経て契約を締結する。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合得点が次に高い者と交渉を行う。

また、「合計点」が最も高い提案者が複数いる場合は、審査員の多数決・協議によって優先交渉権者を決定する。

応募者が1者の場合でも審査を行い、審査員の評価点の平均点が60点以上の得点であれば優先交渉権者として決定する。

カ 審査結果の通知

審査に参加した全ての提案者に令和6年8月8日(木)付けで郵送及び電子メールにて通知する。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求及び異議申立ては受け付けないものとする。

キ プレゼンテーション実施方法

- ・提案時間は25分以内とし、提案終了後に、質疑応答を10分程度行う。
- ・プレゼンテーションへの参加人数は、3人以内(説明者を含む)とする。
- ・プレゼンテーションの説明者は本業務に従事する担当者が行うこととする。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。ただし、企画提案書の内容を抜粋したパワーポイント等の資料を、プロジェクターで投影することは可能とする。
- ・プレゼンテーションで用いるプロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル及び電源は本市が用意する。パソコン、レーザーポインター、その他の必要な機材は参加者が用意すること。
- ・インターネット回線を本市は提供しない。
- ・プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

別表【審査基準表】

評価項目	評価のポイント	配点
事業者の 実績・信頼度	①応募者の構成・役割分担が適正か。 ②担当者の能力(資格・実績)、実働人員・体制等が十分に確保されているか。 (様式第3号の1及び実施体制表にて評価)	10
	③応募者の経営状況等が良好か。 (様式第3号の1・2及び財務諸表にて評価)	10
	④他の地方公共団体で本業務と同種の委託を受託・履行した十分な実績があるか。 (様式第4号にて評価)	10
事業スケジュール	①合理的で無駄のないスケジュール内容であるか。 ②期間的に無理がなく実現可能と思われる計画であるか。 (業務工程表にて評価)	10

提案内容	①秩父市及び秩父市立病院の現状や課題等を的確に把握し分析しているか。	15
	②秩父地域の医療を取り巻く現状・課題・今後の方向性を踏まえ調査・検討を行うことになっているか。	10
	③基本構想策定に当たり課題に対する対応や業務の方針が適切で効果的な提案か。	15
	④本業務の実施に当たり積極的な支援や適切な助言が期待できるか。	10
価格評価	・最も安価な見積金額を基準とし評価点を算出。(小数点以下は切り捨て) 10点×(見積金額の最低価格÷当該提案者の見積金額)	10
合計		100

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。この場合において失格となった提案者が優先交渉権者に選定されているとき、本市はその選定を取り消し、その次に高い順位にある提案者を優先交渉権者に選定する。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した場合
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合
- (4) 本実施要領に違反した場合
- (5) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合

13 契約締結

本プロポーザルの優先交渉権者との契約内容に関する協議が整い次第、契約締結の手続を行うものとする。その際、優先交渉権者はあらためて見積書を提出するものとする。

14 再委託の制限

契約締結後、受託者は、発注者の承諾に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる。但し、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を再委託してはならない。

15 その他

- (1) 本プロポーザルの参加申込をした後、本プロポーザルから辞退しようとする場合は、速やかに「提案辞退届（様式第5号）」を本市に提出しなければならない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本事業に係る書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて提案者の負担とする。急遽やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取消しをすることがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (4) プロポーザル実施に関する情報（提案者から提出された書類を含む。）は、秩父市情報公開条例に基づき、開示する場合がある。
- (5) 提案に当たって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的として実施するものであり、契約内容については必ずしも提案内容に沿うものではない。

16 問い合わせ先

秩父市 保健医療部 市立病院建設準備室

住 所：〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号（秩父市歴史文化伝承館1階）

電 話：0494-26-7354

F A X：0494-25-5236

Email：byoin-kensetsu@city.chichibu.lg.jp